

## お客さまへのお願い

治療経緯、内容等をお客さまや  
医療機関に確認させていただくことがあります。



ご提出いただいた書類では情報が足りない場合、治療経緯、内容等をお客さまや医療機関に確認させていただくことがございますのでご了承ください。(これを「事実確認」といいます。)

### 事実確認の一般的な流れ

#### 1. お客さまとの面談

- 当社が委託する確認会社の担当者が訪問し、治療を受けられた経緯やこれまでの病気、ケガ等について質問させていただきます。
- 面談の際には「同意書(承諾書)」のご記入をお願いしています。(医療機関等への確認に同意いただいたことの証明として医療機関等へ提出します。)

#### 2. 医療機関への照会と回答

- 診断書の記載内容や治療内容などについて、医療機関等に面談、文書等により照会いたします。
- 医療機関等からの回答には多くの場合、1か月程度の日数がかかります。
- さらに日数がかかる場合は当社の担当者からお客さまへご連絡いたします。

#### 3. お支払い内容の確定

お客さまや医療機関等への確認の結果を受けて、お支払い内容を決定いたします。

SOMPOひまわり生命保険株式会社

〈公式ウェブサイト〉 <https://www.himawari-life.co.jp/>

SOMPOグループの一員です。

お問い合わせ先

### 生命保険

## 糖尿病の方の 医療保険 BLUE

糖尿病患者向一時金給付医療保険

## 給付金お手続きガイド

ご不明点はお問い合わせください

### カスタマーセンター

お問い合わせは契約者ご本人さまからお願いします

**0120-566-203**

### 受付時間

月曜日～金曜日  
9:00～17:00

(土曜日、日曜日、祝日および  
12/31～1/3は除きます)

# 1 ご請求からお支払いまでの流れ



# 2 必要な書類を準備する

- 必要な書類をお取り揃えいただき、当社あてにご提出ください。
- 「診断書」の発行や、公的書類の交付等にかかる費用はお客様のご負担となります。

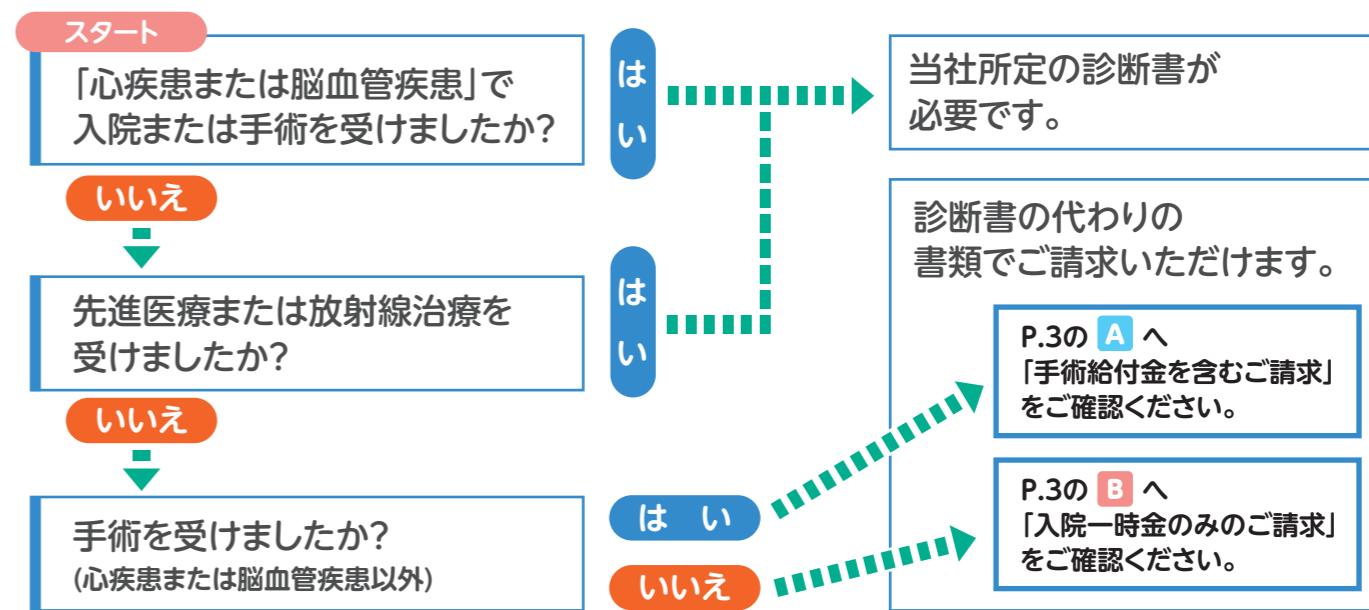
## 1 入院・手術を受けたとき

必ずご提出ください	保険金・給付金等請求書	● 契約者ご本人さまがご記入ください。
	同意書	● 契約者ご本人さまがご記入ください。
	入院・手術・通院等証明書(診断書)	● 当社所定の診断書をご提出ください。 診断書の記入を医療機関にご依頼ください。 当社所定の診断書以外でご請求いただける場合があります。 他の生命保険会社の診断書をお持ちの方は、診断書原本またはコピーをご提出ください。(※) 受けられた手術やご請求の内容によっては、診断書の代わりの書類でご請求いただける場合があります。②をご確認ください。

※ご提出いただいた診断書の記載内容だけではお支払いの判断ができない場合は、あらためて当社所定の「入院・手術・通院等証明書(診断書)」のご提出をお願いする場合があります。

## 2 診断書の代わりの書類でご請求できるか確認する

ご請求の内容によって、診断書の代わりの書類でご請求いただける場合があります。  
以下の質問にお答えいただき、診断書の代わりの書類でご請求可能かご確認ください。



### 3 診断書の代わりの書類

2ページのチェックの結果、診断書の代わりの書類でご請求いただける方は、以下の書類をご準備ください。

A

#### 手術給付金を含むご請求

治療状況報告書と領収証コピー、診療明細書コピーをすべてご提出ください。



- 手術名が確認できるものが必要です。
- 入院一時金のご請求がある場合、入院期間が確認できるものが必要です。
- 領収証コピーがない、または診療明細書コピーに入院期間が記載されていない場合は、退院証明書のコピーをご提出ください。

B

#### 入院一時金のみのご請求

治療状況報告書と入院期間が確認できる領収証コピーをすべてご提出ください。



- 入院期間が確認できるものが必要です。
- 領収証コピーがない場合は、診療明細書コピーまたは退院証明書コピーのいずれかをご提出ください。

※ご提出いただいた書類の記載内容だけではお支払いの判断ができない場合は、あらためて当社所定の「入院・手術・通院等証明書(診断書)」のご提出をお願いする場合があります。

※放射線治療、先進医療を受けている場合、心疾患または脳血管疾患の治療を受けている場合は、当社所定の「入院・手術・通院等証明書(診断書)」のご提出が必要です。



##### 治療状況報告書とは?

当社所定の用紙で、傷病名や入院期間などをお客様ご自身でご記入いただく書類です。



##### 診療明細書とは?

医療機関の会計窓口で受け取ることができる明細書のことです。治療中に受けた検査や手術、投薬などの詳細な情報が記載されています。

※診療明細書の発行には、手数料が生じる場合があります。その場合の手数料はお客様のご負担となります。

### 4 手続きでお困りのときには

#### 指定代理請求人による請求

次のケースのような契約者ご本人さまが請求できない事情がある場合に、あらかじめ指定された「指定代理請求人」によるご請求の制度があります。

ケース①

契約者ご本人さまが事故や病気などで昏睡・寝たきりの状態となり、ご自身で請求の意思表示ができない。

ケース②

治療上の都合で、契約者ご本人さまが「がん」などの病名や余命の告知をされず、ご家族のみが知っているため、ご自身で請求の意思表示ができない。

#### 指定代理請求人をあらかじめ指定している場合

契約者ご本人さまに代わって、ご請求いただけます。

必要書類が異なるため、ご請求時は必ず事前にカスタマーセンターにご相談ください。

※指定代理請求人は、請求時に当社で定める範囲内の方であることが必要です。

#### ご請求手続き支援サービス

ご請求される方がご高齢の方(70歳以上の方)や障がいをお持ちの方で次のケース①、②のような事情がある場合には、お客様の事情に応じてご請求手続きに関する支援をいたします。

ケース①

歩行が困難で病院に診断書を取りにいけない。

ケース②

手や耳が不自由で、自分で請求手続きをすることが難しい。

#### 病院からの診断書の取得をお手伝いします。

※診断書代金はお客様のご負担となります。当社が診断書を代行して取得する際に発生する診断書代金は、お支払いする給付金から控除させていただきます。また、お申し出内容によっては、サービスをご利用いただけない場合がございますので、ご了承ください。

#### 成年後見制度サポート(司法書士紹介制度)

次のケース①、②のような事情の場合には、司法書士をご紹介いたします。

ケース①

指定代理請求人を指定しておらず、代理人による請求ができない。

ケース②

成年後見人を選任したいが、どうすればいいのかわからない。

- 契約者ご本人さまによる給付金のご請求が困難で、指定代理請求人の指定がない等、代理の方によるご請求ができない場合は、成年後見人を選任する必要があります。
- 専門機関である公益社団法人成年後見センター・リーガルサポートと協定し、司法書士をお客さまにご紹介することができます。(司法書士との相談等は有料となります。)



各種サービスの利用を希望する際は、カスタマーセンターへご連絡ください。

## 5 お受け取りできる事例とできない事例

事例  
1

### 正しい告知をしなかった場合

【入院一時金・手術給付金など】



お受け取り  
いただけます

お受け取り  
いただけません



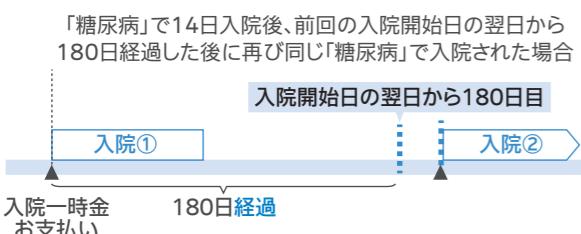
ご契約の際は、その時の被保険者の健康状態を  
正確に告知いただく必要があります。

故意または重大な過失によって事実を告知しなかった場合や、事実と異なる内容を告知した場合は、ご契約は解除となり、給付金等はお支払いできません。ただし、告知義務違反の対象となった事実と請求原因となった傷病との間に全く因果関係が認められない場合は、給付金等をお支払いします。

事例  
2

### 複数回の入院

【入院一時金】



お受け取り  
いただけます

【入院①】は、入院一時金をお支払いできます。  
【入院②】は、【入院①】の入院開始日の翌日から数えて180日経過後の再入院のため、新たな入院とみなし、入院一時金をお支払いできます。

入院開始日の翌日から起算して180日以内に同一の病気(または医学上重要な関係があると認められたとき)により再入院した場合、1回の入院とみなします。

事例  
3

### お支払いできない手術

【手術給付金】

代表的な手術種類別に、手術給付金をお支払いできる場合、できない場合を一例として掲載します。

- 半月板切除術
- 虫垂切除術
- 痢核根治手術・痔ろう根治手術
- 帝王切開術
- 子宮筋腫手術
- 内視鏡の大腸ポリープ切除術

- 創傷処理
- デブリードマン
- 皮膚切開術
- 鼻骨骨折非観血的整復術
- 抜歯手術
- 鼻粘膜焼灼術

お受け取り  
いただけます

お受け取り  
いただけません

※手術によっては、60日の間に1回の給付を限度とするものや手術を受けた初日のみお支払いするものがあります。

事例  
4

### 治療以外の手術の場合

【手術給付金】

治療を目的とした手術ではないもの(例)

- |               |              |
|---------------|--------------|
| ● 美容整形手術      | ● 正常分娩       |
| ● 診断・検査のための手術 | ● 神経ブロック(注射) |



手術給付金は、病院または診療所で所定の手術を受けられた場合にお支払いする給付金です。

所定の手術とは、約款に定めのある手術で、**治療を目的とした手術**であることをいいます。たとえば美容整形目的の手術などは「治療を目的とした手術」には該当しません。

事例  
5

### 治療以外の入院の場合

【入院一時金】

治療を目的とした入院ではないもの(例)

- 美容上の処置のための入院
- 疾病を直接の原因としない不妊手術のための入院
- 治療処置をともなわない人間ドック検査のための入院

お受け取り  
いただけません



入院一時金は、約款所定の病気やケガなどの治療を目的として入院された場合にお支払いするものです。

そのため**治療を目的とした入院**に該当しない場合にはお支払いできません。

\*身体の異常を原因とした**医師の指示による検査のための入院**は、治療の一環としてお支払いします。